Ver.20261116

# よくあるお問い合わせ

平素より、感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

G-MIS 操作や年次・日次・週次調査の回答、緊急配布要請につきまして、以下のようなお問合せを多くいただいております。

お問い合わせいただく前に、以下をご確認いただきますようお願いいたします。

## よくあるお問い合わせカテゴリ


**操作方法等について**

**入力について**

**協定締結医療機関に係る年次・日次・週次調査項目の内容について**

**既存の日次調査・週次調査について**

**地域病床見える化について**

**緊急配布要請について**


## 操作マニュアル・入力要領

各 PDF ファイルへのリンクを以下に記載しています。

**入力操作マニュアル（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団体用）**

**入力操作マニュアル（自治体用）**

**緊急配布要請（SOS）操作マニュアル（医療機関用）**

**緊急配布要請（SOS）操作マニュアル（自治体用）**

**入力要領（病院用・有床診療所用）**

**入力要領（無床診療所用）**

**入力要領（薬局用）**

**入力要領（訪問看護事業所用）**

# 目次

**よくあるお問い合わせカテゴリ** ..... 1

**操作マニュアル・入力要領** ..... 1

**1.　操作方法等について** ..... **8**

Q1_1 ユーザ名（ログイン ID）が分からないので教えてください。 ..... 8
Q1_2 ユーザ名（ログイン ID）は変更できますか。 ..... 9
Q1_3 パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。 ..... 9
Q1_4 パスワードの変更方法を教えてください。 ..... 9
Q1_5 HER-SYS と G-MIS のパスワードは同じですか。 ..... 9
Q1_6 システム操作マニュアルは Web で見ることができますか。 ..... 9
Q1_7 ログアウト、サインアウトする方法を教えてください。 ..... 10
Q1_8 担当者、メールアドレスの変更方法を教えてください。 ..... 10
Q1_9 担当者、メールアドレス以外の、医療機関名や住所などの変更方法を教えてください。 ..... 10
Q1_10 自院が調査で報告した情報を閲覧できますか。 ..... 10
Q1_11 報告内容に誤りがあり、修正をしたいのですが可能ですか。 ..... 10
Q1_12 コールセンターの対応時間を教えてください。 ..... 10
Q1_13 操作方法、ユーザーアカウントやパスワードの再発行等の問い合わせはどこにしたらよいでしょうか。 ..... 11
Q1_14 システム利用の推奨環境を教えてください。 ..... 11
Q1_15 スマートフォン、タブレットでも入力できますか。 ..... 11
Q1_16 シングルサインオンエラーと表示されたのですがどうしたらよいですか。 ..... 12
Q1_17 メールアドレス変更時にメールが送られるようになったがなぜでしょうか。 ..... 12
Q1_18 メールアドレス変更の際、変更前のメールアドレスに通知されないようにしたいです。 ..... 12

Q1_19 PC やスマートフォンを変えたらメールが届かなくなり、G-MIS が見られなくなりました。 ..... 12
Q1_20 G-MIS に登録されているメールアドレスが不明・無効でパスワードの再設定ができないためメールアドレスを変更したい。 ..... 13

**2. 入力について ..... 14**
Q2_1 今日の日次調査の実績はいつ入力が可能になりますか。 ..... 14
Q2_2 次の週次調査の報告はいつ入力可能となりますか。 ..... 14
Q2_3 日次調査・週次調査はいつまでに回答すればよいでしょうか。 ..... 14
Q2_4 日次調査は毎日入力が必要ですか。当日中に入力が必要ですか。 ..... 14
Q2_5 日次調査の外来の実績について、土日・祝日といった、休診日の入力はどのように行えばよいでしょうか。 ..... 15
Q2_6 入院の実績等（入退院状況及び空床状況）について、土日・祝日における入力は必要でしょうか。 ..... 15
Q2_7 日次調査締め切り時刻に間に合わなかった分を、翌日の報告分に含めて報告してもよいでしょうか。 ..... 15
Q2_8 日次調査・週次調査は、指定日まで遡って入力するのですか。 ..... 15
Q2_9 日次調査における「実績日」と「提出日」の違いを教えてください。 ..... 15
Q2_10 「はい」「いいえ」の二択でしか回答できない項目があるが、例えば年 1 回の研修・訓練の実施の場合「今年度内に実施予定」なら「いいえ」と回答しなければなりませんか。 ..... 15
Q2_11 入力項目のうち、回答できないものがある場合（現在、稼働している病床がない等）、どのように入力すればいいのでしょうか。 ..... 16
Q2_12 インターネット環境がない場合、年次調査・日次調査・週次調査の FAX での報告も可能ですか。 ..... 16
Q2_13 各調査報告内容は変化なく同様なので、事務局で代理登録してほしいです。 ..... 16
Q2_14 年次調査・日次調査・週次調査を G-MIS で入力したら、現在行っている保健所や都道府県への報告は不要ですか。 ..... 16
Q2_15 調査で収集した情報は共有されますか。 ..... 16

Q2_16 団体のとりまとめ報告とは何ですか。.....16

## 3. 協定締結医療機関に係る年次・日次・週次調査項目の内容について 18

Q3_1「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」や、「日次・週次調査　新興感染症」の調査機能が追加されましたが、改修された背景は何でしょうか。これまでの新型コロナの調査とは違うのでしょうか。.....18
Q3_2「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」や、「日次・週次調査　新興感染症」とは何でしょうか。.....19
Q3_3「協定締結医療機関」とは何ですか。.....20
Q3_4「流行初期医療確保措置」とは何ですか。.....21
Q3_5 協定を締結していましたが、確保病床数や発熱外来の対応可能な人数等、一部の項目で数値に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。.....21
Q3_6 薬局や訪問看護事業所も協定締結医療機関として年次・日次・週次調査に回答しなければなりませんか。.....22
Q3_7 個人防護具に関する入力項目が必須となっていますが、それ以外の項目は入力しなくてもよいでしょうか。.....22
Q3_8 非滅菌手袋の備蓄量について、協定書では単位を「双」として定めています（枚では管理しておりません）が、どのように回答すべきでしょうか。.....22
Q3_9 個人防護具の備蓄量について「2 週間分」「20 日分」など「か月」単位ではない協定を締結している場合、どのように回答すればよいでしょうか。.....22
Q3_10 派遣可能な人数について、記載する項目は、「感染症医療担当従事者」「感染症予防等業務関連者」「DMAT」「DPAT」「災害支援ナース」のいずれを計上すればよいでしょうか。(※同一人物が重複している可能性があるため、実員数は計上不可。).....23
Q3_11 医療機関側からは他の医療機関の協定に関する登録内容が分からない仕様になっているという理解でよいでしょうか。.....23
Q3_12 最近協定を締結した医療機関ですが、年次調査・日次調査・週次調査の案内メールが一向に届きません。協定の締結内容や、新興感染症発生・まん延時の措置の内容を G-MIS で入力したくてもできないのでしょうか。.....23

Q3_13 令和８年 10 月１日までに協定を締結済みの医療機関ですが、調査画面が開きません。.....24
Q3_14 協定締結医療機関は必ず年次調査に回答しなければなりませんか。.....24
Q3_15 年次調査について、協定の内容に変更がない場合は、何も入力しなくて良いのですか。.....24
Q3_16 年次調査について、左側に入っているチェックが誤りだったため外したいのですが、編集画面からはチェックを入れることはできても外すことができません。どうすれば良いでしょうか。.....25
Q3_17 年次調査について、一通り入力して「保存」ボタンを押しました。これで報告したことになるのでしょうか。.....25
Q3_18 D002_自宅療養者等への非接触型の配送システム（ドローン等）への対応について、どのような場合が該当しますか。郵送やドアノブに掛ける方法での配送も該当しますか。.....25
Q3_19 D003_敷地内の感染症専用ブースなどの設備について、どのような場合が該当しますか。.....26
Q3_20 [F]医療人材派遣について、”感染制御管理が可能なチーム”とは具体的に何を指しているのでしょうか。.....26
Q3_21 調査項目の中に「H001_年１回以上、自機関の医療従事者に対して、研修又は訓練を実施したか」とありますが、「〇〇に関する研修・訓練でなければならない」等、内容に指定はあるのでしょうか。.....26
Q3_22 H002 院内感染対策に関する地域のネットワークとは、例えばどのようなネットワークでしょうか。.....27
Q3_23 「感染症発生・まん延時」には「日次・週次調査　新興感染症」の調査が行われると思いますが、この時期はどのように判断するのでしょうか。.....28

**4.　既存の日次調査・週次調査（新型コロナ）について.....29**

Q4_1 令和６年 12 月の G-MIS 報告機能追加以降も、既存の日次調査・週次調査（新型コロナ）は継続するのでしょうか。.....29
Q4_2 既存の日次調査・週次調査（新型コロナ）の過去の回答内容を確認したいです。.....29

Q4_3 ログインしたら新型コロナ調査の画面が消えていました。もう報告しなくて良いでしょうか。 ..... 29

**5. 地域病床見える化について ..... 30**

Q5_1 地域病床見える化レポートで以前見れていた項目が見えなくなったが、参照できますか。 ..... 30

Q5_2 地域病床見える化レポートに、一部の病院の情報が出てこないのは何故でしょうか。 ..... 30

Q5_3 ログインしても、地域病床見える化画面が表示されないのは何故でしょうか。 30

Q5_4 各医療機関（病院）が日次調査（新興感染症）において入力した情報は、どのように地域の関係者間に共有されるのでしょうか。 ..... 30

Q5_5 日次調査の入力項目が変更されましたが、地域病床見える化レポートの項目も変更されますか。 ..... 31

Q5_6 日次調査（新興感染症）の報告内容を、地域病床見える化レポートに表示させたくありません。 ..... 31

Q5_7 診療所の日次調査（新興感染症）の報告内容も、地域病床見える化レポートに表示できるようにしてほしいです。 ..... 31

**6. 緊急配布要請について ..... 32**

Q6_1 緊急配布要請（SOS）とは何ですか？ ..... 32

Q6_2 G-MIS 上で緊急配布要請（SOS）するためには何をすればよいですか？ 32

Q6_3 緊急配布要請（SOS）はいつでもできますか？ ..... 32

Q6_4 緊急配布要請（SOS）の登録から個人防護具の到着までどのくらいの時間がかかりますか？ ..... 32

Q6_5 緊急配布要請（SOS）ができる医療機関に薬局や訪問看護事業所は含まれますか？ ..... 33

Q6_6 緊急配布要請（SOS）に回数の制限はありますか？ ..... 33

Q6_7 緊急配布要請（SOS）できる個人防護具にはどのような物資が該当しますか？ ..... 33

Q6_8 週次調査報告の対象外である献体検査用のスワブ（綿棒状の検体採取キット）、手指消毒用アルコール等の５品目以外の物資は緊急配布要請（SOS）できないのですか？ ..... 33
Q6_9 緊急配布要請（SOS）において、個人防護具の製品名、製造業者等を指定することはできますか？ ..... 33
Q6_10 緊急配布要請（SOS）を登録すれば、必ず要請どおりに個人防護具の配布を受けられますか？ ..... 33
Q6_11 緊急配布要請（SOS）の配布先を登録機関と異なる機関に指定することは可能ですか？ ..... 34
Q6_12 緊急配布要請（SOS）した個人防護具はどこから配布されますか？ ..... 34
Q6_13 緊急配布要請（SOS）の登録後に所在地を変更した場合、配布先の変更は可能ですか？ ..... 34
Q6_14 配送された個人防護具の返品は可能ですか？ ..... 34
Q6_15 緊急配布要請（SOS）の入力内容について、登録後の変更は可能ですか？ ..... 34

# 1. 操作方法等について

## Q1_1 ユーザ名（ログイン ID）が分からないので教えてください。

A ユーザ名（ログイン ID）は、G-MIS 事務局からお送りしたメールに記載されておりますので、当該メールをご確認ください。また、都道府県等から案内されている可能性もございます。

【ユーザ名（ログイン ID）が記載されているメールの検索方法】
ご自身のメールボックスで、件名「【厚生労働省 G-MIS 事務局】G-MIS ログイン ID のお知らせ及びパスワード設定のご依頼」で検索してください。
なお、送信元アドレスは「helpdesk@gmis.mhlw.go.jp」です。

上記メールが確認できない場合は、G-MIS 事務局あてにメールにてご連絡をお願いします。

〇メールの件名
・「ユーザ名（ログイン ID）の開示依頼」と記載してください。

〇メール文面に記載いただきたい事項
・「医療機関様の正式名称」
・「代表電話番号」
・「G-MIS にご登録のご担当者様名」
・「医療機関コード（数字 10 桁）」

〇送付先のメールアドレス
helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

お問合せの流れは以下のとおりです。



### Q1_2 ユーザ名（ログイン ID）は変更できますか。

A ユーザ名（ログイン ID）は変更することができません。

---

### Q1_3 パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。

A ご自身でパスワードリセットを行い再設定をお願いします。https://www.med-login.mhlw.go.jp/にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログイン ID）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

---

### Q1_4 パスワードの変更方法を教えてください。

A ご自身でパスワードリセットを行い変更してください。https://www.med-login.mhlw.go.jp/にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログイン ID）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

---

### Q1_5 HER-SYS と G-MIS のパスワードは同じですか。

A　HER-SYS と G-MIS のパスワードは異なりますのでログイン時はそれぞれで設定されているパスワードを入力してください。

---

### Q1_6 システム操作マニュアルは Web で見ることができますか。

A　G-MIS ログイン後の画面からダウンロード可能です。

また、厚生労働省ホームページの下記リンク先からも閲覧可能です。

**協定締結医療機関における医療措置協定の運営・実施状況等の報告について**

https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html

---

### Q1_7 ログアウト、サインアウトする方法を教えてください。

A　画面右上にある担当者名をクリックしていただくとログアウトが可能となります。

---

### Q1_8 担当者、メールアドレスの変更方法を教えてください。

A　ホーム画面の「ユーザー基礎情報登録」から変更いただけます。

---

### Q1_9 担当者、メールアドレス以外の、医療機関名や住所などの変更方法を教えてください。

A 病院及び診療所、薬局につきましては、担当者、メールアドレス以外の情報は、地方厚生局の情報をもとに順次更新を行っていくため、特にご対応いただく必要はありません。データの精査等を行う兼ね合いから、更新に 5 か月ほどお時間をいただきますが、ご了承いただけますと幸いです。

訪問看護事業所の変更依頼は、G-MIS 事務局（コールセンタ）にて受付をいたします。

---

### Q1_10 自院が調査で報告した情報を閲覧できますか。

A ユーザ名（ログイン ID）とパスワードでログイン後に閲覧可能です。

---

### Q1_11 報告内容に誤りがあり、修正をしたいのですが可能ですか。

A 修正可能です。修正方法はマニュアルをご参照ください。

---

### Q1_12 コールセンターの対応時間を教えてください。

A G-MIS の操作に関するお問い合わせについては、G-MIS ログイン後のホーム画面にある問い合わせフォームや下記メールアドレスから、お問い合わせを受け付けております。

厚生労働省 G-MIS 事務局メールアドレス: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

（対応時間：平日 9 時～17 時、土日祝日、年末年始を除く）

## Q1_13 操作方法、ユーザーアカウントやパスワードの再発行等の問い合わせはどこにしたらよいでしょうか。

A ユーザーアカウントの照会については Q1_1 を、パスワードの再発行の照会については Q1_3 を、操作方法についてはシステム操作マニュアルを、入力項目の内容については入力要領や３．協定締結医療機関に係る年次・日次・週次調査項目の内容について以降をご参照ください。

それでもなおご不明な点がございましたら、厚生労働省 G-MIS 事務局（helpdesk@gmis.mhlw.go.jp）にお問い合わせください。

**入力操作マニュアル（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団体用）**

**入力操作マニュアル（自治体用）**

## Q1_14 システム利用の推奨環境を教えてください。

A 以下のブラウザが推奨環境となります。Internet Explorer は利用できませんのでご注意ください。

| プラットフォーム | ブラウザ |
|---|---|
| **MacOS** | ■APPLE SAFARI（最新バージョン）<br>■GOOGLE CHROME（最新バージョン）<br>■MOZILLA FIREFOX（最新バージョン） |
| **Windows** | ■GOOGLE CHROME（最新バージョン）<br>■MICROSOFT EDGE（最新バージョン）<br>■MOZILLA FIREFOX（最新バージョン） |

## Q1_15 スマートフォン、タブレットでも入力できますか。

A 入力可能です。以下のブラウザが推奨環境となります。

| プラットフォーム | ブラウザ |
| --- | --- |
| **Android 端末** | ■GOOGLE CHROME（最新バージョン） |
| **iOS 端末** | ■APPLE SAFARI（最新バージョン） |

### Q1_16 シングルサインオンエラーと表示されたのですがどうしたらよいですか。

A シングルサインオンエラーのメッセージは、G-MIS の URL をお気に入りに登録いただいている場合等に発生しやすいエラーでございます。https://www.med-login.mhlw.go.jp/ にアクセスし、再度ログインをお試しください。G-MIS の URL をお気に入りに登録する際は、URL は「 https://www.med-login.mhlw.go.jp/ 」 でご登録をお願いいたします。

【エラーメッセージ内容】Single Sign On ErrorWe can't log you in because of an issue with single sign-on. Contact your Salesforce admin for help.

### Q1_17 メールアドレス変更時にメールが送られるようになったがなぜでしょうか。

A メールアドレスの誤入力による間違ったメールアドレスへの変更を防止するため、セキュリティの観点から、変更完了前に、新しいメールアドレスへ確認する機能を追加いたしました。

### Q1_18 メールアドレス変更の際、変更前のメールアドレスに通知されないようにしたいです。

A 利用者が意図しないメールアドレスの変更が発生した際に検知できるようセキュリティの観点から、変更前のメールアドレスに通知しております。ご了承ください。

### Q1_19 PC やスマートフォンを変えたらメールが届かなくなり、G-MIS が見られなくなりました。

A 環境によってはインターネット接続制限がかかっている場合があります。

そのため、インターネット接続制限をされている環境の場合は下記ドメインをすべて許可してください。

※設定方法は各医療機関のネットワークご担当者様にご確認ください。

| ネットワーク | ドメイン |
|---|---|
| **Web 接続** | www.med-login.mhlw.go.jp<br>www.g-mis.mhlw.go.jp |

---

## Q1_20 G-MIS に登録されているメールアドレスが不明・無効でパスワードの再設定ができないためメールアドレスを変更したい。

A　病院・診療所については、各都道府県の医療機能情報提供制度/薬局機能情報提供制度の担当窓口を経由して変更申請を受け付けております。
つきましては、病院・診療所は都道府県の医療情報機能提供制度担当窓口（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html）に、
薬局は都道府県の薬局機能情報提供制度担当窓口（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html）にお問い合わせください。

訪問看護事業所のみ、G-MIS 事務局（コールセンタ）にて受付をいたします。ご希望の場合は、訪問看護事業所において必要項目を把握の上、G-MIS 事務局（コールセンタ）へお問い合わせください。

※ログインが可能な場合はホーム画面の「ユーザー基礎情報登録」から変更してください。

【訪問看護事業所メールアドレス変更申請　必要項目】

※全項目必須

・医療機関コード（ステーションコード）

・代表電話番号

・報告機関名（事業所名）

・変更前メールアドレス

・変更後メールアドレス

## 2.　入力について

### Q2_1 今日の日次調査の実績はいつ入力が可能になりますか。

A　当日の 17 時頃から入力可能となります。

---

### Q2_2 次の週次調査の報告はいつ入力可能となりますか。

A　毎週水曜日の 19 時頃から入力可能となります。

---

### Q2_3 日次調査・週次調査はいつまでに回答すればよいでしょうか。

A　日次調査につきましては、毎日 13 時までにご提出ください。

週次調査は、毎週水曜日 13 時までに報告をお願いします。

休診日等で回答できない日につきましては未回答分を、診療日にまとめて登録をお願いします。

---

### Q2_4 日次調査は毎日入力が必要ですか。当日中に入力が必要ですか。

A　基本的には毎日の入力をお願いします。

ただし毎日の入力が困難な場合は、まとめての入力も可能ですが、その場合でも「日別」の実績を少なくとも週 1 回の入力をお願いします。

---

**Q2_5 日次調査の外来の実績について、土日・祝日といった、休診日の入力はどのように行えばよいでしょうか。**

A 休診日等で入力する実績がない場合は回答は不要です。

入力日が休診日にあたる場合は翌診療日以降の登録でかまいません。

---

**Q2_6 入院の実績等（入退院状況及び空床状況）について、土日・祝日における入力は必要でしょうか。**

A 入退院状況及び空床状況については、土日・祝日においてもご入力をお願いいたします。

---

**Q2_7 日次調査締め切り時刻に間に合わなかった分を、翌日の報告分に含めて報告してもよいでしょうか。**

A 翌日分に含めるのではなく、実績日ごとに報告してください。

---

**Q2_8 日次調査・週次調査は、指定日まで遡って入力するのですか。**

A 可能な範囲で過去の実績の入力をお願いいたします。

---

**Q2_9 日次調査における「実績日」と「提出日」の違いを教えてください。**

A 「実績日」：各種入力値の実績となる日。00 時 00 分～23 時 59 分の実績をご報告ください。

「提出日」：回答を入力いただきたい日（実績日の翌日）となります。

---

**Q2_10 「はい」「いいえ」の二択でしか回答できない項目があるが、例えば年 1 回の研修・訓練の実施の場合「今年度内に実施予定」なら「いいえ」と回答しなければなりませんか。**

A 仕様上「はい」「いいえ」の二択となっている項目については、例えば、特記事項等を活用いただくことを想定しています。

**Q2_11 入力項目のうち、回答できないものがある場合（現在、稼働している病床がない等）、どのように入力すればいいのでしょうか。**

A 回答不能な項目については、空欄、「０」または「なし」と入力してください。

**Q2_12 インターネット環境がない場合、年次調査・日次調査・週次調査の FAX での報告も可能ですか。**

A WEB 入力をお願いしております。とりまとめ団体を通じた報告は終了しました。

**Q2_13 各調査報告内容は変化なく同様なので、事務局で代理登録してほしいです。**

A 大変申し訳ございません。代理で登録することができかねますため、恐れ入りますがご報告をお願いいたします。

**Q2_14 年次調査・日次調査・週次調査を G-MIS で入力したら、現在行っている保健所や都道府県への報告は不要ですか。**

A 現在行っている保健所や都道府県への報告については、管轄の保健所や都道府県にお問い合わせください。

**Q2_15 調査で収集した情報は共有されますか。**

A 収集した情報のうち一部については、都道府県に対して、それぞれの区域内の医療機関の情報を即時共有いたします。

**Q2_16 団体のとりまとめ報告とは何ですか。**

A 新型コロナ調査において、個別の医療機関が独自に入力するのではなく、団体（たとえば郡市医師会等）に報告し、団体が G-MIS に入力する方法のことです。令和６年 12 月以降は、個別の医療機関により G-MIS に入力いただくこととしております。

# 3. 協定締結医療機関に係る年次・日次・週次調査項目の内容について

**Q3_1「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」や、「日次・週次調査　新興感染症」の調査機能が追加されましたが、改修された背景は何でしょうか。これまでの新型コロナの調査とは違うのでしょうか。**

A　今回の改修は、以下の法改正及び施行に伴い、**都道府県と医療機関との医療措置協定の締結内容等について、報告いただくための機能追加**となっております。

医療措置協定の措置の対象となる感染症（新興感染症）は、

- **新型インフルエンザ等感染症**
- **指定感染症**
- **新感染症**

の３つの感染症を対象としているため、これまでの新型コロナの調査とは異なります。

**【感染症法の改正】**

新型コロナウイルス対応において浮き彫りとなった課題に対応するため、令和６年４月に施行された改正感染症法等により、都道府県が定める予防計画・医療計画に沿って、平時から予め都道府県と医療機関との間で入院や発熱外来、人材派遣等の対応に関する協定を締結する仕組みを法定化しました。

**【医療法の改正】**

また、医療法を一部改正し、医療計画における新たな事業として「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されました。

感染症法による予防計画との整合性を図りながら、また、都道府県と医療機関との医療措置協定の締結等を通じて、令和６年度からの第８次医療計画の作成・推進を行っていくこととなります。

（参考）

## 新興感染症発生・まん延時の医療体制（第８次医療計画の追加のポイント）

**概　　要**

- 令和３年の医療法改正により「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加され、令和４年には感染症法改正により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定（*）を締結する仕組み等が法定化された。（令和６年４月施行）　（*）病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣
- 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずはその最大規模の体制を目指す。協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図る。

※　新興感染症（再興感染症を含む。）は、感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本とする。感染症法の予防計画や新型インフルエンザ特措法の行動計画との整合性を図る。

**新興感染症発生からの一連の対応**

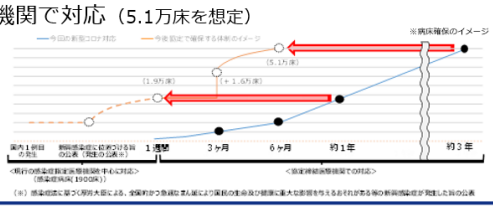
※新型コロナウイルス感染症対応の最大規模の体制を、速やかに立ち上げ機能させる。

**新興感染症発生～流行初期**

- 新興感染症の発生時：まずは特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応（対応により得られた知見を含む国内外の最新の知見等について、随時収集・周知）
- 新興感染症の発生の公表が行われた流行初期（３か月を基本）：上記の感染症指定医療機関含め、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関を中心に対応（1.9万床を想定）

**発生から一定期間経過後**

- その他の公的医療機関等（対応可能な民間医療機関を含む）も中心となった対応（＋1.6万床を想定）とし、発生の公表後６か月を目途に、全ての協定締結医療機関で対応（5.1万床を想定）




**国及び都道府県の平時からの準備等**

- 新興感染症の特性や対応方法など最新の国内外の知見を収集・判断・機動的な対応
- 協定の締結状況や履行状況等について、患者の適切な選択に資することにも留意し、公表・周知
- 感染症対応を行う人材の育成（医療機関向けの研修・訓練の実施等）を進め、感染症対応能力を強化

## 医療措置協定の内容（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和５年５月26日）厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

**医療措置の内容**

① **病床確保**：新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。
② **発熱外来**：新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。
③ **自宅療養者等への医療の提供**：居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し 医療を提供する。
④ **後方支援**：新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。
⑤ **医療人材派遣**：新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する。

---

## Q3_2「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」や、「日次・週次調査　新興感染症」とは何でしょうか。

A　各都道府県と医療機関との医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等について、感染症法第 36 条の 5 第 1 項から第 7 項までに規定されております。

特に、同条第 4 項から第 6 項までの「電磁的方法」による報告については、医療機関等情報支援システム(G-MIS)上での報告とし、

① 平時においては年 1 回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を
② 感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を

それぞれ報告いただくことを予定しています。

このうち、
**①については「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」**
**②については「日次・週次調査　新興感染症」**
の機能を用いて回答いただくこととなります。

調査開始の際は、G-MIS 事務局より、メールアドレスをご登録いただいた医療機関へご案内するとともに、G-MIS 上の「お知らせ」にて周知いたします。

---

## Q3_3 「協定締結医療機関」とは何ですか。

A　感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県と医療機関との間で平時に協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定（病床/発熱外来/自宅療養者等に対する医療の提供/後方支援/人材の派遣※）を締結します。（※併せて PPE（個人防護具）も位置付ける）

（参考）「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について

この医療措置協定を締結した医療機関を**「協定締結医療機関」**として「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」「日次・週次調査　新興感染症」の対象としております。

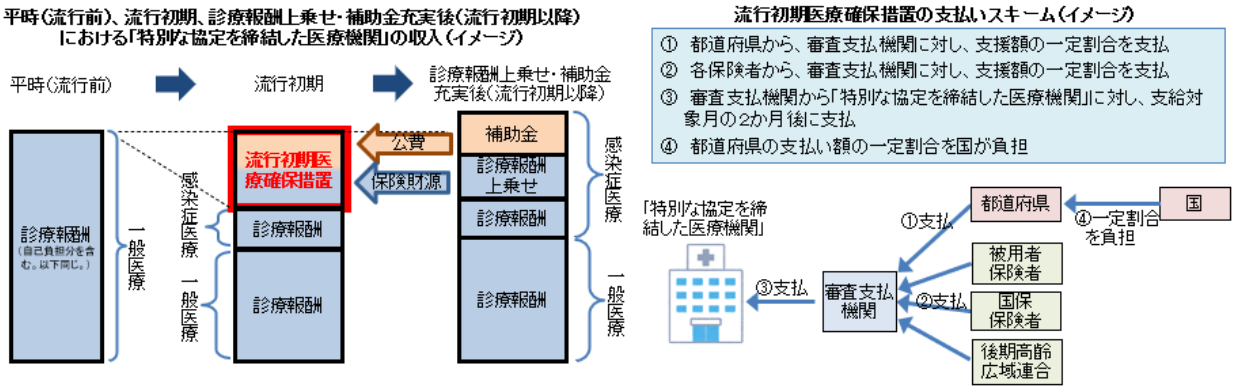
令和 5 年度までの日次調査・週次調査（新型コロナ）では、病院と診療所のみが調査の対象でしたが、「年次調査　医療措置協定締結医療機関運営状況調査」「日次・週次調査　新興感染症」では、新たに薬局と訪問看護事業所も調査の対象として追加され、回答が可能となりました。

---

## Q3_4「流行初期医療確保措置」とは何ですか。

A　新型コロナの対応において、診療報酬の特例措置等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間において、**初動対応等を行う特別な医療措置協定の締結等を行った医療機関について、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）**が新設されました。

流行初期医療確保措置つきの協定締結医療機関については、協定に基づき感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額が支払われることとなります。




---

## Q3_5 協定を締結していましたが、確保病床数や発熱外来の対応可能な人数等、一部の項目で数値に変更があった場合はどうすればよいでしょうか。

A　まずは医療機関の所在地を管轄する都道府県へご相談いただき、協議の上、協定の締結内容を変更してください。変更があった場合、G-MIS の調査回答画面上で変更、修正は可能ですが、都道府県に無断で変更することのないようお願いします。

報告画面上での変更・修正をもって協定の締結内容を変更したことにはなりませんので、ご注意ください。

（参考）入力項目が表示された G-MIS の調査回答画面例



**Q3_6 薬局や訪問看護事業所も協定締結医療機関として年次・日次・週次調査に回答しなければなりませんか。**

A 平時においては年次調査、新興感染症発生・まん延時には週次調査（新興感染症）の回答をお願いいたします。

日次調査（新興感染症）は病院・診療所ユーザのみ表示されます。

**Q3_7 個人防護具に関する入力項目が必須となっていますが、それ以外の項目は入力しなくてもよいでしょうか。**

A G-MIS の仕様上は必須項目以外を入力せずとも回答可能です。

※ただし、その他の項目についても都道府県の報告をもとに医療計画に係るデータブック等への記載にあたって参考とすることを想定しているほか、新型インフルエンザ行動計画等においても都道府県にて把握が求められている項目が含まれているので、これらの点につきご留意ください。

**Q3_8 非滅菌手袋の備蓄量について、協定書では単位を「双」として定めています（枚では管理しておりません）が、どのように回答すべきでしょうか。**

A 「双」は、２倍すれば「枚」となりますので、倍にしてご報告をお願いいたします。

**Q3_9 個人防護具の備蓄量について「2 週間分」「20 日分」など「か月」単位ではない協定を締結している場合、どのように回答すればよいでしょうか。**

A G-MIS の仕様上、単位を選択することができません。お手数ですが、「か月」で変換して回答いただくようお願いいたします。

**Q3_10 派遣可能な人数について、記載する項目は、「感染症医療担当従事者」「感染症予防等業務関連者」「DMAT」「DPAT」「災害支援ナース」のいずれを計上すればよいでしょうか。(※同一人物が重複している可能性があるため、実員数は計上不可。)**

A 「感染症医療担当従事者」と「感染症予防等業務関連者」の数を足し合わせた数を入力してください。

（感染症医療担当従事者と感染症予防業務関連者は重複しておらず、DMAT、DPAT、災害支援ナースはこの２つのどちらかに含まれるものと認識しております）

---

**Q3_11 医療機関側からは他の医療機関の協定に関する登録内容が分からない仕様になっているという理解でよいでしょうか。**

A 協定締結に係る登録内容については自施設のみ（都道府県・市区町村担当者においては自治体内の施設のみ）閲覧可能です。

---

**Q3_12 最近協定を締結した医療機関ですが、年次調査・日次調査・週次調査の案内メールが一向に届きません。協定の締結内容や、新興感染症発生・まん延時の措置の内容を G-MIS で入力したくてもできないのでしょうか。**

A 大変申し訳ございません。協定を締結しても、すぐに協定締結医療機関の情報が G-MIS に反映される仕様とはなっておりません。

G-MIS 運営事業者側における登録作業のタイミング次第では、協定締結から G-MIS への情報登録までに数か月以上要する場合がございます。

【令和８年度の取扱い】

・令和８年 10 月１日までに協定を締結した医療機関について、各都道府県から情報を国へご提出いただいております。この情報を G-MIS 運営事業者にて反映し、各協定締結医療機関での調査回答が可能となっております。

・令和８年 10 月２日以降に協定を締結した医療機関について、令和８年 11 月時点でデータ未反映のため、令和８年度年次調査への回答は不要です。

---

## Q3_13 令和８年 10 月１日までに協定を締結済みの医療機関ですが、調査画面が開きません。

A 令和８年 10 月１日までに各都道府県と協定を締結した医療機関について、各都道府県から情報を国へご提出いただいておりますが、一部の医療機関については調査画面が開かないとのご報告をいただいております。

該当の医療機関におかれましては、恐れ入りますが G-MIS 以外での方法によりご報告をお願いいたします。報告方法や回答様式につきましては、各都道府県によって異なりますため、医療機関が所在する都道府県へご確認をお願いいたします。

---

## Q3_14 協定締結医療機関は必ず年次調査に回答しなければなりませんか。

A 感染症法上、各医療機関は、都道府県から報告の求めがあったときは、医療措置協定の運営の状況等を報告することが義務となっています。

### 協定の実施状況等の報告に当たり協力をお願いしたい事項

○ 感染症法（第36条の５）において、協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、報告を行うことが定められており、報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

（参考）報告の方法については、医療機関の類型ごとに、以下の通り定めている。

| 医療機関の類型 | 報告の方法 |
|---|---|
| ・第一種協定指定医療機関<br>（病床確保に係る協定締結医療機関） | 電磁的方法により報告を行わなければならない。 |
| ・第二種協定指定医療機関<br>（発熱外来、自宅療養者への医療提供に係る協定締結医療機関） | 電磁的方法により報告を行うよう努めなければならない。 |
| ・その他の協定締結医療機関 | 電磁的方法により報告を行うよう努めなければならない。 |

（※）電磁的方法とは、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告していただくこととしている。

---

## Q3_15 年次調査について、協定の内容に変更がない場合は、何も入力しなくて良いのですか。

A 画面右側に◇の記載がある項目については、画面左側に予め入力されている内容から修正が必要な場合は都道府県と協議の上、右側に記入し修正いただくことになりますが、特段変更が無い場合は特記事項項目に「変更なし」とご入力の上、「保存」ボタンを押下してください。

なお、個人防護具備蓄の項目（G003、G006、G009、G012、G015）調査時点での備蓄量については入力必須項目となっており、入力しないと回答完了となりませんので、ご回答をお願いいたします。それぞれの個人防護具について、協定を結んでいない場合は「0」と入力してください。

---

**Q3_16 年次調査について、左側に入っているチェックが誤りだったため外したいのですが、編集画面からはチェックを入れることはできても外すことができません。どうすれば良いでしょうか。**

A ご指摘のとおり、仕様上はチェックを外すことができません。そのため、チェックを外したい項目については、チェックを入れず、例えば特記事項へ「A***は非該当」等、分かるように記載してください。

---

**Q3_17 年次調査について、一通り入力して「保存」ボタンを押しました。これで報告したことになるのでしょうか。**

A 「保存」ボタンを押すことで、ステータスが「未回答」から「回答済み」となり、報告が完了します。なお、一度「保存」ボタンを押した後でも修正が必要な場合は再度編集して「保存」ボタンを押すことも可能です。

---

**Q3_18 D002_自宅療養者等への非接触型の配送システム（ドローン等）への対応について、どのような場合が該当しますか。郵送やドアノブに掛ける方法での配送も該当しますか。**

A 調剤された薬剤を、薬局から患者（患者の看護に当たっている者を含む。）に配送される過程において、時間的にも空間的にも隔離された方法で薬剤の交付（ロッカーやドローンを用いた交付等）が可能な場合は「はい」でご回答ください。

郵送や、ドアノブに掛ける方法の配送については、非接触の観点からは非該当と考えられます。

---

### Q3_19 D003_敷地内の感染症専用ブースなどの設備について、どのような場合が該当しますか。

A　薬局内、又は敷地内に、感染症専用ブースなどの設備を有する場合であって、時間的、空間的な分離が確保されている場合は「はい」でご回答ください。

例えば

・パーテーションや入口外の待ち席で空間的に分離していても、同じ時間帯で非感染者と感染者が来局するのであれば時間的に分離していない場合は、非該当

・パーテーションや入口外の待ち席で空間的に分離する構造設備を有した上で、非感染者と感染者の来局の時間帯を分離している場合は、該当

と考えられます。

---

### Q3_20 [F]医療人材派遣について、”感染制御管理が可能なチーム”とは具体的に何を指しているのでしょうか。

A　いわゆる院内の ICT（感染制御チーム）、ICD（感染制御医師）、ICN（感染制御看護師）、AST（抗菌薬適正使用支援チーム）として従事している医療従事者をカウントしてください。

---

### Q3_21 調査項目の中に「H001_年 1 回以上、自機関の医療従事者に対して、研修又は訓練を実施したか」とありますが、「〇〇に関する研修・訓練でなければならない」等、内容に指定はあるのでしょうか。

A　「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」においては、研修や訓練について以下のとおりお示ししております。同ガイドラインや予防計画作成の手引きについては、インターネット上で公開されておりますため、そちらをご参照ください。

下記内容も踏まえ、医療措置協定の内容に資すると判断できるのであれば、該当すると考えていただいて差し支えないものと考えます。

【参考１「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」】

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271041.pdf

「研修」や「訓練」については、感染症法に基づく予防計画の「感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項」とも関係があるものであり、「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」の当該内容を参照いただき、自医療機関で実施する、あるいは、都道府県等の自治体を含む外部の機関が実施するものに参加させること。

【参考２「都道府県、保健所設置市及び特別区予防計画作成の手引き」】

https://www.mhlw.go.jp/content/001101172.pdf

○ 協定医療機関の研修と訓練への参加又は実施を年１回以上とする。数値目標としては都道府県内の協定締結医療機関の全てが、研修及び訓練それぞれの実施又は国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施する研修や広域的な人材派遣が想定されるＤＭＡＴの研修及び訓練それぞれに職員を参加させることとなる。

○ 数値目標の達成状況の把握においては、研修を実施した回数ではなく、各協定締結医療機関が年 1 回以上研修と訓練を実施又は参加させたかどうかを把握し、全ての医療機関が実施又は参加させることが目標である。

○ 研修・訓練の内容については、PPE の着脱や検体採取、その他院内感染対策について、研修・訓練、加えて病床確保の協定を締結する医療機関にあっては、病床確保に当たってのシフトや応援に係る訓練・点検、院外から移送された患者の受入れの流れを考慮した訓練等を想定する。

---

## Q3_22 H002 院内感染対策に関する地域のネットワークとは、例えばどのようなネットワークでしょうか。

A　院内感染対策に関する地域ネットワークとは、地域における支援体制の整備を図るため、地域の専門家からなるネットワークの構築等により、中小医療機関が速やかに相談・助言できる体制を整備する事業を、全国８都道府県（平成１６年

度）においてモデル事業として実施しているものです。ただし、これはあくまでモデル事業で行っているものを例示としてあげているため、県独自で実施しているものに参加しているのであれば「はい」ご回答といただいて構いません。

事例としては例えば、

○ 地域の医療機関（特に、独自の感染制御に関する専門家等を有しない中小病院や診療所等）から寄せられた院内感染の予防や発生時の対処方法等に関する相談に対して、各地域支援ネットワークが日常的に対応する体制。

○ 地域の医療機関からの相談事例について解析・評価を行い、その結果を各医療機関へ還元することにより、地域における院内感染予防対策に反映させる体制。

○ これらのほか、院内感染対策として地域の中小医療機関を支援するための施策(合同カンファレンス等)を行う体制。

があります。

---

**Q3_23「感染症発生・まん延時」には「日次・週次調査　新興感染症」の調査が行われると思いますが、この時期はどのように判断するのでしょうか。**

A　新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。)に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」)とお考えください。

---

# 4. 既存の日次調査・週次調査（新型コロナ）について

## Q4_1 令和６年 12 月の G-MIS 報告機能追加以降も、既存の日次調査・週次調査（新型コロナ）は継続するのでしょうか。

A 改修に伴い、非表示となります。

---

## Q4_2 既存の日次調査・週次調査（新型コロナ）の過去の回答内容を確認したいです。

A レポート機能から、過去の回答内容をご確認いただけます。

---

## Q4_3 ログインしたら新型コロナ調査の画面が消えていました。もう報告しなくて良いでしょうか。

A 感染症法に基づく医療措置協定を都道府県と締結した医療機関（協定締結医療機関）における医療措置協定の運営・実施状況等の報告開始に伴い、令和６年 12 月６日(金)より新型コロナに対する従来の日次調査・週次調査については非表示となりました。

**【協定締結医療機関について】**

同日より日次・週次調査（新興感染症）が新たに表示されておりますが、従来の新型コロナの日次調査・週次調査と同等の項目も調査項目に含まれております。都道府県において引き続き新型コロナの調査を継続する場合は、日次・週次調査（新興感染症）の機能を活用して回答いただけます。

※引き続き新型コロナの調査を継続するか否かの取扱いは都道府県によって異なりますため、各都道府県の所管部署からの指示があればそちらに従ってください。

**【協定締結医療機関以外の医療機関について】**

従来の新型コロナの日次調査・週次調査や日次・週次調査（新興感染症）の機能が使用できないため、G-MIS を用いた回答は不可となっております。

# 5. 地域病床見える化について

## Q5_1 地域病床見える化レポートで以前見れていた項目が見えなくなったが、参照できますか。

A 令和６年の機能改修に伴い、病院が入力した日次調査（新興感染症）の内容が反映されるようになっております。参照方法はマニュアルをご参照ください。

---

## Q5_2 地域病床見える化レポートに、一部の病院の情報が出てこないのは何故でしょうか。

A 当該病院が、日次調査（新興感染症）を入力していない可能性があります。

---

## Q5_3 ログインしても、地域病床見える化画面が表示されないのは何故でしょうか。

A 一部、地域病床見える化画面が閲覧できない ID（医療法人報告用、医療従事者の新規募集用）があり、当該 ID でログインしている可能性がございます。

その場合には、新規の ID 付与申請が必要なので都道府県の担当者の方にご連絡をお願いいたします。

---

## Q5_4 各医療機関（病院）が日次調査（新興感染症）において入力した情報は、どのように地域の関係者間に共有されるのでしょうか。

A 医療機関（病院）が入力した日次調査（新興感染症）の情報のうち、病床の使用状況の共有に資するもの、入院調整にも活用しうるものについて、地域病床見える化画面に表示されます。

一般の方が自由に見ることができるといったものではなく、G-MIS ID を所有する県・市区町村・受入医療機関・とりまとめ機関（地域医師会等）・外来対応医療機関等といった、同一都道府県内の関係者のみが対象となっています。

---

### Q5_5 日次調査の入力項目が変更されましたが、地域病床見える化レポートの項目も変更されますか。

A 日次調査（新興感染症）において入力された以下の項目が地域病床見える化に反映されます。

◎ B018_入院中の感染症患者数

◎ B027_備考（他の医療機関や都道府県への連絡事項）

＜確保病床の状況＞

◎ B001_確保病床数

◎ B026_搬送調整用連絡先

＜空床状況＞

◎ B009_受入可能病床数

◎ B010_受入可能病床数（うち重症者用）

◎ E001_受入可能な入院患者(※)数

日次調査（新型コロナ）で入力いただいた情報は地域病床見える化に反映されませんのでご注意ください。

---

### Q5_6 日次調査（新興感染症）の報告内容を、地域病床見える化レポートに表示させたくありません。

A 病院については、地域病床見える化の対象となります。ご了承いただけますと幸いです。

---

### Q5_7 診療所の日次調査（新興感染症）の報告内容も、地域病床見える化レポートに表示できるようにしてほしいです。

A 令和６年度の改修に伴い、地域病床見える化の対象は病院のみとなっております。診療所は対象となりません。ご了承いただけますと幸いです。

---

# 6. 緊急配布要請について

## Q6_1 緊急配布要請（SOS）とは何ですか？

A 新興感染症発生・まん延時に、以下①、②の要件を満たした医療機関において、各都道府県や国から個人防護具の緊急配布が必要な場合に、都道府県に配布を要請できる仕組みです。

①欠品等により自ら調達できない
②以下の調査に回答していること
- 病床確保、発熱外来、後方支援に係る協定を締結した医療機関：日次及び週次調査（新興感染症）
- 自宅療養者等に対する医療の提供、人材派遣に係る協定を締結した医療機関：週次調査（新興感染症）のみ

---

## Q6_2 G-MIS 上で緊急配布要請（SOS）するためには何をすればよいですか？

A 詳細については G-MIS の操作マニュアルをご参照ください。

緊急配布要請（SOS）操作マニュアル（医療機関用）

緊急配布要請（SOS）操作マニュアル（自治体用）

---

## Q6_3 緊急配布要請（SOS）はいつでもできますか？

A 緊急配布要請（SOS）自体は可能ですが、都道府県における受付は原則平日の営業日のみで、土日・祝日や夜間に登録いただいたものについては、翌営業日の 13 時以降に手続きが開始されます。

---

## Q6_4 緊急配布要請（SOS）の登録から個人防護具の到着までどのくらいの時間がかかりますか？

A 緊急配布要請（SOS）については、原則として、13 時までに登録されたものについては当日、13 時を過ぎてから登録されたものについては翌営業日に手続きが開始されます。いずれの場合も、翌営業日以降に配送することとしていますが、到着日については、地域や交通事情等により異なることをご了承ください。

### Q6_5 緊急配布要請（SOS）ができる医療機関に薬局や訪問看護事業所は含まれますか？

A 協定締結医療機関であれば、病院、診療所だけでなく、薬局、訪問看護事業所も緊急配布要請（SOS）を行うことができます。

### Q6_6 緊急配布要請（SOS）に回数の制限はありますか？

A 原則として、要請回数に制限はありませんが、場合によっては、詳細を確認の上、制限させていただく場合もあります。

### Q6_7 緊急配布要請（SOS）できる個人防護具にはどのような物資が該当しますか？

A 国や都道府県で備蓄している医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の５品目です。

### Q6_8 週次調査報告の対象外である献体検査用のスワブ（綿棒状の検体採取キット）、手指消毒用アルコール等の５品目以外の物資は緊急配布要請（SOS）できないのですか？

A 緊急配布要請（SOS）できるのは、（Q6_7）の回答にある５品目のみです。

### Q6_9 緊急配布要請（SOS）において、個人防護具の製品名、製造業者等を指定することはできますか？

A 製品名や製造業者、素材やサイズについて、指定は受け付けておりません。

### Q6_10 緊急配布要請（SOS）を登録すれば、必ず要請どおりに個人防護具の配布を受けられますか？

A 実際の配布の有無や分量については、週次調査における報告内容、国や都道府県の備蓄量等によるため、必ず要請どおり配布できるとは限りません。

### Q6_11 緊急配布要請（SOS）の配布先を登録機関と異なる機関に指定することは可能ですか？

A 登録機関と異なる機関への配布は受け付けておりませんので、必ず配布先となる機関においてご登録ください。

### Q6_12 緊急配布要請（SOS）した個人防護具はどこから配布されますか？

A 医療機関の所在地を管轄する都道府県又は厚生労働省が配布を行います。

### Q6_13 緊急配布要請（SOS）の登録後に所在地を変更した場合、配布先の変更は可能ですか？

A 要請後の配布先の変更は受け付けておりませんので、必ず緊急配布要請（SOS）前に G-MIS 上で所在地の変更を行ってください。

### Q6_14 配送された個人防護具の返品は可能ですか？

A 返品は、物資に不具合や不備がある場合に限り受け付けています。この場合、厚生労働省にご連絡ください。

### Q6_15 緊急配布要請（SOS）の入力内容について、登録後の変更は可能ですか？

A 緊急配布要請（SOS）の登録内容の変更については、登録を 13 時までに行ったものについては当日の 17 時までに、13 時を過ぎて行ったものについては翌営業日の 17 時までに所在地を管轄する都道府県に電話にてご連絡ください（状況によっては、変更を受け付けられない場合もあります）。